

論点 20 ～ 「非自発的住民移転」参考資料

1. J B I C / N E X I 現行ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」(非自発的住民移転)記載内容
 - ・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。このような検討を経て回避が可能でない場合には、影響を最小化し、損失を補償するために、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられなければならない。
 - ・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の影響を受ける者に対しては十分な補償及び支援が、プロジェクト実施主体者等により適切な時期に与えられなければならない。プロジェクト実施主体者等は、移転住民が以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善または少なくとも回復できるように努めなければならない。これには、土地や金銭による(土地や資産の損失に対する)損失補償、持続可能な代替生計手段等の支援、移転に要する費用等の支援、移転先でのコミュニティ再建のための支援等が含まれる。
 - ・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失に係る対策の立案、実施、モニタリングには、影響を受ける人々やコミュニティの適切な参加が促進されていなければならない。
2. N G O 提言書

実施段階	J B I C / N E X I ガイドライン		N G O 提言書内容				
			世銀 OP4.12 を援用した内容		提案者が独自に検討・立案した内容		
影響の回避・最小化の検討	影響の回避・最小化の十分な検討						
住民移転計画 (RAP) 策定	以下の計画 ・十分な補償及び支援の適切な実施 ・対象者の生計回復	影響 及び 地域 社会 的弱 者 の適 切な 参加	(1) 対象 社会 的弱 者 への 配慮	(1)完全な再取得価格での補償 (1)RAP の策定 (1)対象社会的弱者への配慮		(3)市場価格調査の実施 (2)移転重要情報の RAP 記載 (3)生計回復の具体的方策等の RAP 記載	
協議・合意プロセス	対象者との合意			(1) 苦情 処理 メカ ニズ ムの 実施	(1)RAPドラフトの公開・住民協議 (1)苦情処理メカニズムの設置	(2) メカ ニズ ムの 実施	(2)再取得価格履行措置の契約書等担保 (1)対象者の合意内容の理解 (2)対象者への合意書の手交 (2)移転重要情報の住民手交 (3)RAP 各版の住民手交
補償・支援策の実施	・十分な補償及び支援の適切な実施 ・対象者の生計回復			ムの 設置	(1)補償・支援策の移転前の実施		者か らの 独立